

第500回茨城海区漁業調整委員会（第22期初会議）次第

日時：令和3年4月20日（火）

午後2時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

1 開 会

2 説明事項

- (1) 委員会の設置、構成、機能と権限について
- (2) 茨城海区漁業調整委員会会議規程等について
- (3) 茨城県海面漁業調整規則について

3 仮議長の選出

4 出席委員報告

現員17名、出席委員 名、欠席委員 名

5 会長、会長代理の選出

6 議事録署名人の選出について

委員、 委員

7 議 事

- (1) 議席の決定について
- (2) 令和3年度事業計画について
- (3) 福島・茨城連合海区協議会委員及び千葉・茨城連合海区協議会委員の選出について
- (4) 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について

8 その他

9 閉 会

茨城海区漁業調整委員会 令和3年度 年間事業計画(案)

(注) ●… 審議事項 □… 報告事項 ◇… 会議

| 項 目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|-------------|----------------|-------|---|---|---|----|-----|------------------|--|---|-------------|---|--|
| 茨城海区漁業調整委員会 | 委員会指示・許可等 | ● 初会議 | ● いせえびを対象とした潜水器漁業の特別採捕許可の取扱いについて ● 中型・小型まき網漁業の制限措置等について(諮問) □ 福島・茨城相互入会事務担当者会議の結果について □ 船曳網の漁況経過と今後のシラス漁の見通し | ● 福島・茨城相互入会漁業の制限措置等について(諮問) ● かじき釣り(トローリング)大会について ● 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について | ● あわび漁業等の特別採捕許可について ● 全漁調連中央要望提案について □ しらすの漁況経過と見通しについて | | | | ● しらすひき網漁業の操業期間に係る要望の取扱いについて □ 漁業権にかかる資源管理状況等について □ かじき釣り(トローリング)大会の結果について | ● はえ縄・地びき網漁業の制限措置等について(諮問) ● はえ縄漁業について(委員会指示) ● 全長30cm未満のひらめの採捕禁止について(海面利用協議会への諮問) ● ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に関する委員会指示について(海面利用協議会への諮問) ● 保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止について(海面利用協議会への諮問) ● 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について(海面利用協議会への諮問) □ ヒラメ資源について □ 鹿島灘はまぐりの資源動向について | | ● 全長30cm未満のひらめの採捕禁止について(委員会指示) ● ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について(委員会指示) ● 保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止について(委員会指示) ● 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について(委員会指示) □ 令和4年冬春期の沿岸漁況予報について | |
| | 資源管理 | | ● 茨城県資源管理方針の変更について(諮問) ● サバ類等の漁獲可能量の設定について(諮問) | | | | | | ● まあじ・まいわしの漁獲可能量の設定について(諮問) | | | ● くらまぐろ等の漁獲可能量の設定について(諮問) | |
| | 会議参加報告 | | | □ 全漁調連総会の結果について | | | | | □ 全漁調連東日本ブロック会議の結果について | □ 第35回広域漁業調整委員会の結果について | | | |
| 福島・茨城 | 福島・茨城相互入会 | | 〔福島・茨城相互入会事務担当者〕 | ◇ 小委員会、福島・茨城連合海区協議会(茨城県) | | | | | | | | | |
| その他 | 全国海区漁業調整委員会連合会 | | ◇ 通常総会(東京都) | ◇ 事務局長会議(兵庫県) | | | | ◇ 東日本ブロック会議(東京都) | ◇ 事務局職員研修会(島根県) | | | | |
| | 太平洋広域漁業調整委員会 | | | | | | | | ◇ 第35回委員会 ◇ 太平洋北部会(東京都) | | | ◇ 第36回委員会(東京都) | |
| | 茨城県海面利用協議会 | | | ◇ 第14期 初会議 ◇ 第1回茨城海区部会 | | | | | | | ◇ 第2回茨城海区部会 | | |

※ 第8次栽培基本計画策定にかかる諮問

連 合 海 区 協 議 会 に つ い て

1 福島・茨城連合海区協議会について

福島、茨城県境の地先漁場における両県漁業の相互入会の調整を図るために、昭和31年から開催されています。

- (1) 入会協定 令和元年9月1日～令和3年8月31日（2年ごとに更新）
- (2) 対象漁業 中型まき網漁業、板びき網漁業、自家用餌料板びき網漁業、機船船びき網漁業（しらすひき網、さよりひき網、おきあみひき網）、せん・かご漁業（どう漁業）

2 千葉・茨城連合海区協議会について

千葉、茨城県境の地先漁場における両県漁業の相互入会の調整を図るために、昭和43年から開催されています。

- (1) 入会協定 令和3年3月1日～令和6年2月末日（3年ごとに更新）
（現協定の前は2年）
- (2) 対象漁業 中型・小型まき網漁業、さより船びき網漁業、はえなわ漁業

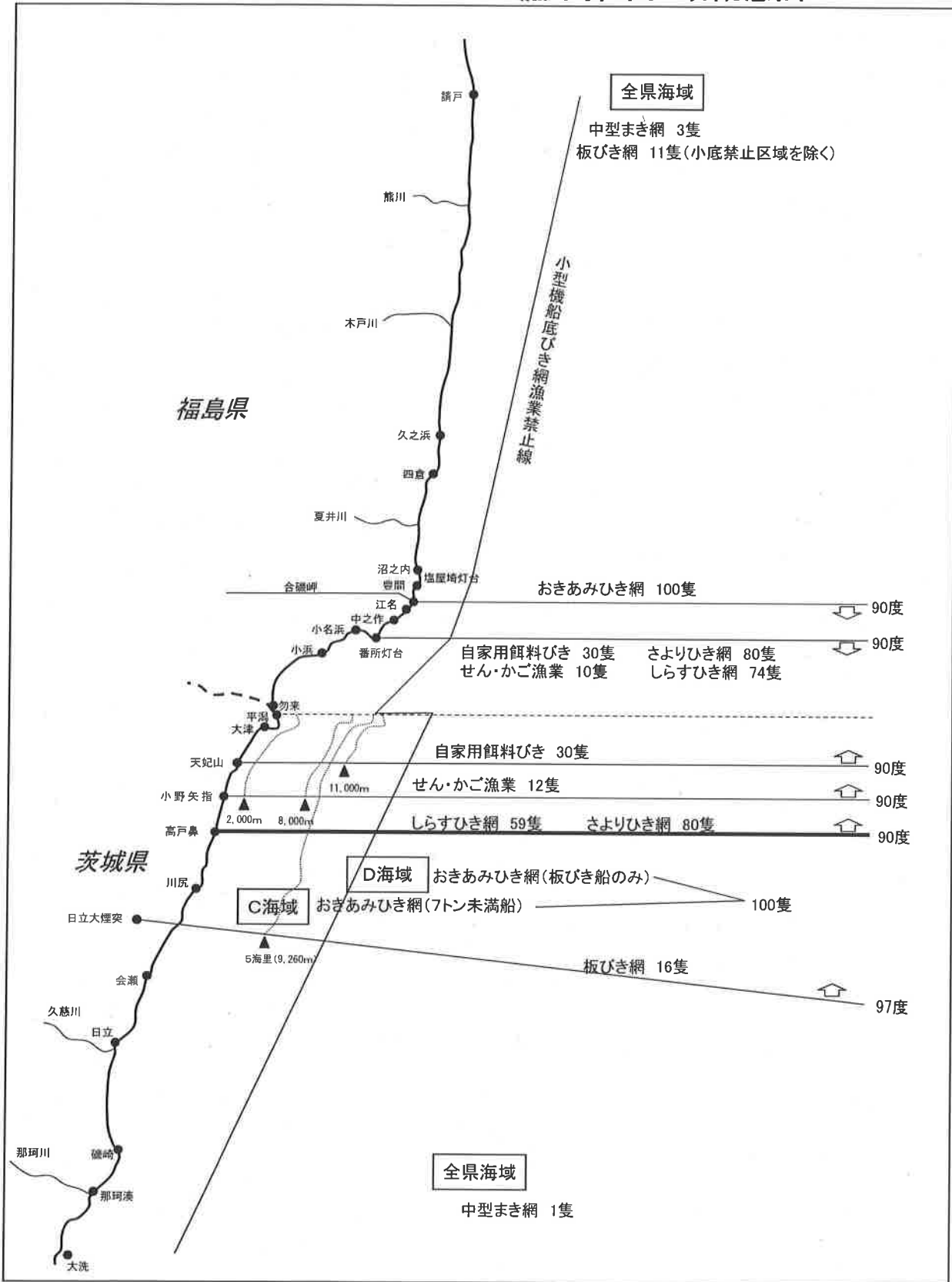
3 協議会の構成について

当委員会からは、関係する委員を選抜して、それぞれ両連合海区協議会の構成員としています。

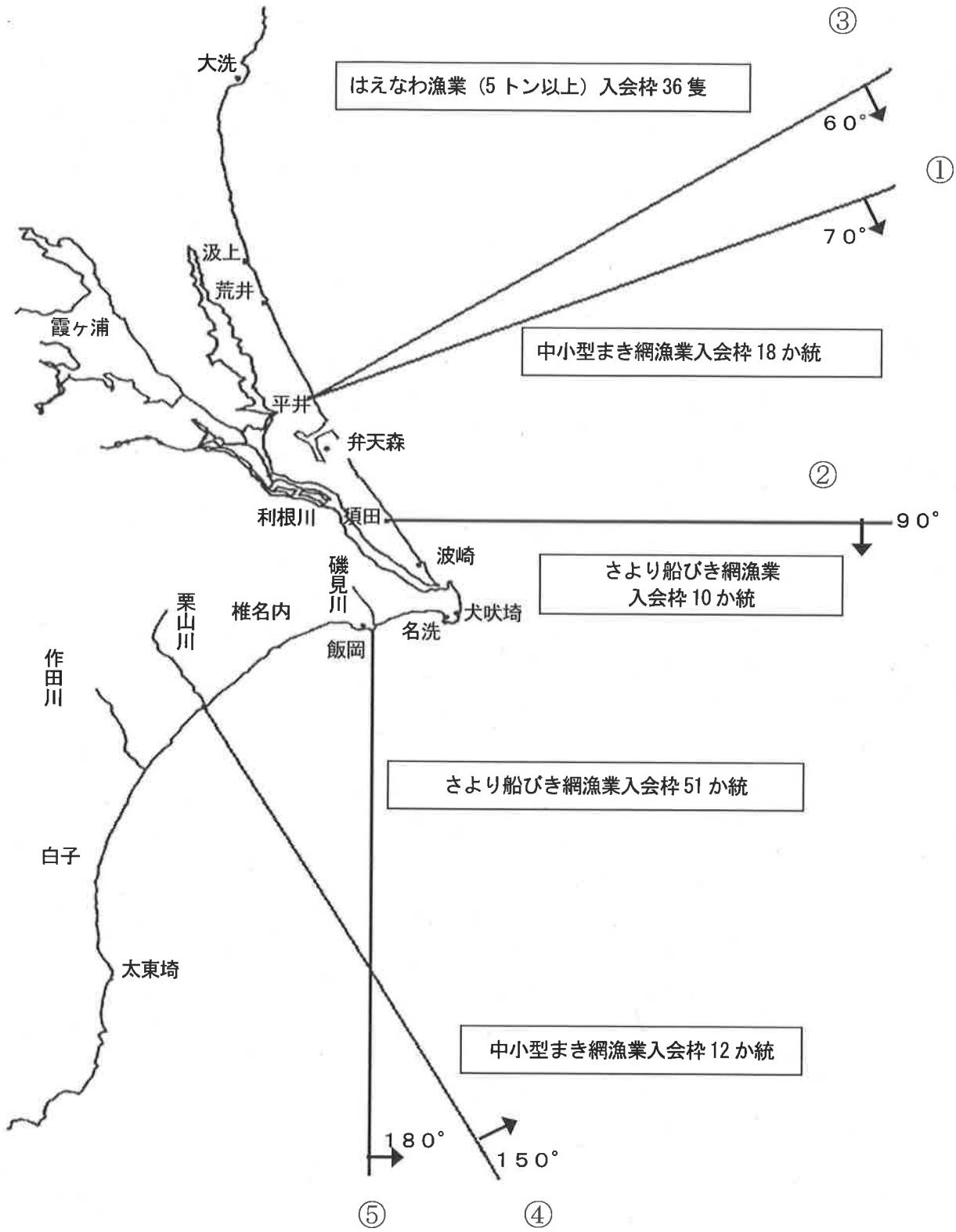
前期連合海区協議会の構成

| 連 合 海 区 | 隣 県 委 員 | 本 県 委 員 | 北 部 地 区 | 南 部 地 区 | 会 長 、 会 長 代 理 | 計 |
|---------|---------|---------|---------|---------|------------------|-----|
| | | | (磯崎以北) | (那珂湊以南) | | |
| 福島・茨城 | 9人 | 8人 | 6人 | | 2人 | 17人 |
| 千葉・茨城 | 8人 | 9人 | | 7人 | 2人 | 17人 |

福島・茨城 相互入会漁業操業区域概念図



千葉・茨城入会漁業操業区域図



広域漁業調整委員会について

1 委員会の設置

広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行うことを目的に、平成13年の漁業法の改正により国の常設機関として設置されています。(漁業法第152条)

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会が設けられています。

- ・ 太平洋広域漁業調整委員会 (太平洋北部会、太平洋南部会)
- ・ 瀬戸内海広域漁業調整委員会
- ・ 日本海・九州西広域漁業調整委員会 (日本海北部会、日本海西部会、九州西部会)

2 委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行います。

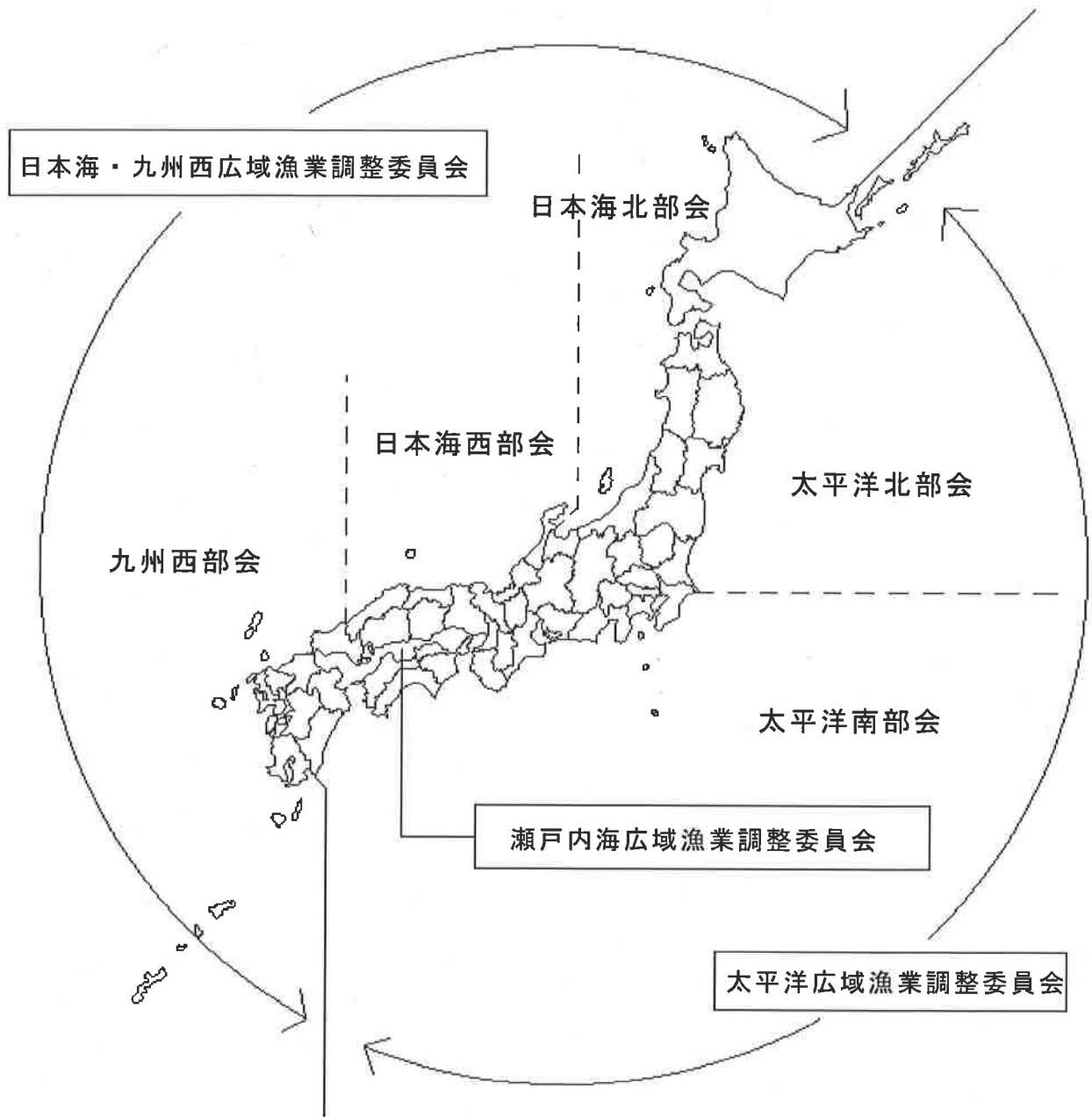
- ①複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討
- ②資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動
- ③①に関連する漁業調整

3 委員構成

各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者(瀬戸内海除く)並びに学識経験者で構成され、それぞれの構成委員は以下のとおりです。(漁業法第153条)

- ①太平洋広域漁業調整委員会委員数：全28名
(都道府県互選委員18名、農林水産大臣選任委員(漁業を営む者7名、学識経験者3名))
- ②瀬戸内海広域漁業調整委員会数：全14名
(都道府県互選委員11名、農林水産大臣選任委員(学識経験者3名))
- ③日本海・九州西広域漁業調整委員会数：29名
(都道府県互選委員19名、農林水産大臣選任委員(漁業を営む者7名、学識経験者3名))

広域漁業調整委員会の海域区分



広域漁業調整委員会の区分について

| 広域漁業調整委員会 | 部会 | 都道府県 | 関係海区漁業調整委員会 | 広域漁業調整委員会の委員構成 |
|------------------|-------------|-----------------------|--------------------------|---|
| 太平洋広域漁業調整委員会 | 太平洋北部会 | 北海道 | 渡島、胆振、日高、 釧路・十勝、根室 | 委員数 28 海区代表 18 漁業者代表 7 学識経験者 3 |
| | | 青森県 | 青森県東部 | |
| | | 岩手県 | 岩手 | |
| | | 宮城県 | 宮城 | |
| | | 福島県 | 福島 | |
| | | 茨城県 | 茨城 | |
| | 6道県 | 10海区 | | |
| | 太平洋南部会 | 千葉県 | 千葉 | |
| | | 東京都 | 東京 | |
| | | 神奈川県 | 神奈川 | |
| | | 静岡県 | 静岡 | |
| | | 愛知県 | 愛知 | |
| 三重県 | | 三重 | | |
| 和歌山県 | 和歌山 | | | |
| 徳島県 | 徳島 | | | |
| 高知県 | 高知 | | | |
| 愛媛県 | 愛媛 | | | |
| 大分県 | 大分 | | | |
| 宮崎県 | 宮崎 | | | |
| 12都県 | 12海区 | | | |
| 瀬戸内海広域漁業調整委員会 | - | 和歌山県 | 和歌山 | 委員数 14 海区代表 11 学識経験者 3 |
| | | 大阪府 | 大阪 | |
| | | 兵庫県 | 兵庫県瀬戸内海 | |
| | | 岡山県 | 岡山 | |
| | | 広島県 | 広島 | |
| | | 山口県 | 山口県瀬戸内海 | |
| | | 徳島県 | 徳島 | |
| | | 香川県 | 香川 | |
| | | 愛媛県 | 愛媛 | |
| | | 福岡県 | 福岡県豊前 | |
| 大分県 | 大分 | | | |
| 11府県 | 11海区 | | | |
| 日本海・九州西広域漁業調整委員会 | 日本海北部会 | 北海道 | 石狩・後志、檜山、渡島、 網走、宗谷、留萌 | 委員数 29 海区代表 19 漁業者代表 7 学識経験者 3 |
| | | 青森県 | 青森県西部 | |
| | | 秋田県 | 秋田 | |
| | | 山形県 | 山形 | |
| | | 新潟県 | 新潟、佐渡 | |
| | | 富山県 | 富山 | |
| | 6道県 | 12海区 | | |
| | 日本海西部会 | 石川県 | 石川 | |
| | | 福井県 | 福井 | |
| | | 京都府 | 京都 | |
| | | 兵庫県 | 但馬 | |
| | 鳥取県 | 鳥取 | | |
| | 島根県 | 島根、隠岐 | | |
| | 6府県 | 7海区 | | |
| | 九州西部会 | 山口県 | 山口県日本海 | |
| 福岡県 | | 筑前、福岡県有明 | | |
| 佐賀県 | | 佐賀県松浦、佐賀県有明 | | |
| 長崎県 | | 長崎県南部、長崎県北部、 五島、対馬 | | |
| 熊本県 | | 熊本県有明、天草不知火 | | |
| 鹿児島県 | 鹿児島、熊本、奄美大島 | | | |
| 沖縄県 | 沖縄 | | | |
| 7県 | 15海区 | | | |

太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：28人（大臣選任10人、都道府県互選18人）

任 期：4年 大臣選任委員（第5期）：2018年3月13日～2022年3月12日

都道府県互選委員（第5期）：2017年10月1日～2021年9月30日

| 区分 | 氏名 | 現職 | |
|---------------------------------------|--|---------------------------------|-----------------------|
| 都道府県互選 | 北海道 川崎 一好 <small>カワサキ カズヨシ</small> | 釧路十勝海区漁業調整委員会会長 | |
| | 青森県 竹林 雅史 <small>タケハヤシ マサシ</small> | 青森県東部海区漁業調整委員会委員 | |
| | 岩手県 大井 誠治 <small>オオイ セイジ</small> | 岩手海区漁業調整委員会会長 | |
| | 宮城県 畠山 喜勝 <small>ハタケヤマ ヨシカツ</small> | 宮城海区漁業調整委員会会長 | |
| | 福島県 松野 豊喜 <small>マツノ トヨキ</small> | 福島海区漁業調整委員会委員 | |
| | 茨城県 大川 雅登 <small>オオカワ マサト</small> | 茨城海区漁業調整委員会会長 | |
| | 千葉県 塩野 健 <small>シオノ タケシ</small> | 千葉海区漁業調整委員会会長 | |
| | 東京都 有元 貴文 <small>アリモト タカフミ</small> | 東京海区漁業調整委員会会長 | |
| | 神奈川県 宮川 均 <small>ミヤガワ ヒトシ</small> | 神奈川海区漁業調整委員会副会長 | |
| | 静岡県 鈴木 精 <small>スズキ クワシ</small> | 静岡海区漁業調整委員会副会長 | |
| | 愛知県 船越 茂雄 <small>フナコシ シゲオ</small> ■ | 愛知海区漁業調整委員会委員 | |
| | 三重県 掛橋 武 <small>カケハシ タケシ</small> | 三重海区漁業調整委員会会長 | |
| | 和歌山県 木下 吉雄 <small>キノシタ ヨシオ</small> | 和歌山海区漁業調整委員会委員 | |
| | 徳島県 中野 憲次 <small>ナカノ ケンジ</small> | 徳島海区漁業調整委員会委員 | |
| | 高知県 木下 清 <small>キノシタ キヨシ</small> | 高知海区漁業調整委員会会長 | |
| | 愛媛県 佐々木 護 <small>ササキ マモル</small> | 愛媛海区漁業調整委員会会長 | |
| 大分県 小野 眞一 <small>オノ シンイチ</small> | 大分海区漁業調整委員会副会長 | | |
| 宮崎県 中島 耕成 <small>ナカシマ コウセイ</small> | 宮崎県海区漁業調整委員会委員 | | |
| 大臣選任 | 漁業者代表 | 福島 全良 <small>フクシマ マサヨシ</small> | 株式会社福島漁業 代表取締役社長 |
| | | 鈴木 宏彰 <small>スズキ ヒロアキ</small> | 有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長 |
| | | 清水 三千春 <small>シミズ ミチハル</small> | 清洋水産株式会社 代表取締役 |
| | | 小坂田 浩嗣 <small>コサカダ ヒロツグ</small> | 昭和漁業株式会社 代表取締役社長 |
| | | 金澤 俊明 <small>カナザワ トシアキ</small> | 岩手県底曳網漁業協会 会長理事 |
| | | 中田 勝淑 <small>ナカタ カツヒデ</small> | 高知かつお漁業協同組合 代表理事組合長 |
| | | 井上 幸宣 <small>イノウエ ユキノリ</small> | 全国かじき等流し網漁業協議会 会長 |
| | 学識経験 | 関 いずみ▲ <small>セキ イズミ</small> | 学校法人東海大学 海洋学部 教授 |
| | | 北門 利英 <small>キタカド トシヒデ</small> | 国立大学法人東京海洋大学 教授 |
| | | 花岡 和佳男 <small>ハナオカ ワカオ</small> | 株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長 |

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会 委員名簿

任 期：4年 大臣選任委員：2018年3月13日～2022年3月12日

都道府県互選委員：2017年10月1日～2021年9月30日

| 区分 | 氏名 | 現職 | |
|------|---------------|------------------|-----------------------|
| 道県互選 | 北海道 川崎 一好 | 釧路十勝海区漁業調整委員会会長 | |
| | 青森県 竹林 雅史 | 青森県東部海区漁業調整委員会委員 | |
| | 岩手県 大井 誠治 | 岩手海区漁業調整委員会会長 | |
| | 宮城県 畠山 喜勝 | 宮城海区漁業調整委員会会長 | |
| | 福島県 松野 豊喜 | 福島海区漁業調整委員会委員 | |
| | 茨城県 大川 雅登■ | 茨城海区漁業調整委員会会長 | |
| 大臣選任 | 漁業者代表 | 福島 全良 | 株式会社福島漁業 代表取締役社長 |
| | | 鈴木 宏彰 | 有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長 |
| | | 清水 三千春 | 清洋水産株式会社 代表取締役 |
| | | 小坂田 浩嗣 | 昭和漁業株式会社 代表取締役社長 |
| | | 金澤 俊明 | 岩手県底曳網漁業協会 会長理事 |
| | 学識経験 | 関 いずみ | 学校法人東海大学 海洋学部 教授 |
| | | 北門 利英▲ | 国立大学法人東京海洋大学 教授 |
| | | 花岡 和佳男 | 株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長 |

※ ▲は部会長、■は部会長職務代理者

漁業法抜粋（広域漁業調整委員会関係）

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もつて漁業生産力を発展させることを目的とする。

第5章 漁業調整に関するその他の措置

（広域漁業調整委員会の指示）

第121条 広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権（第183条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場に係る漁業権又は入漁権に限る。）の行使を適切にし、漁場（同条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行うものに限る。）の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2 前条第1項の規定による海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示が前項の規定による広域漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。

3 農林水産大臣は、広域漁業調整委員会に対し、第1項の指示について必要な指示をすることができる。

4 第1項の規定による指示については、前条第4項及び第8項から第11項までの規定を準用する。この場合において、同条第4項、第8項、第9項及び第11項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第8項中「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」とあるのは「広域漁業調整委員会」と読み替えるものとする。

読み替え後の第120条（下線部読み替え後）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第120条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第60条第1項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第7項に規定する入漁権をいう。次条第1項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

4 第1項の場合において、農林水産大臣は、その指示が妥当でないとする

ときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

8 第1項の指示を受けた者がこれに従わないときは、**広域漁業調整委員会**は、**農林水産大臣**に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

9 **農林水産大臣**は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

10 前項の期間は、15日を下ることができない。

11 第9項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、**農林水産大臣**は、第8項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

第6章 漁業調整委員会等

(漁業調整委員会)

第134条 漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

2 海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会は其の設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

(所掌事項)

第135条 漁業調整委員会は、其の設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。

(設置)

第152条 太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。

2 前項の規定において「太平洋」、「日本海・九州西海域」又は「瀬戸内海」とは、我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、それぞれ、太平洋の海域、日本海及び九州の西側の海域又は瀬戸内海の海域（これらに隣接する海域を含む。）で政令で定めるものをいう。

(構成)

第153条 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 太平洋広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者各1人

二 太平洋の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者7人

三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者3人

3 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各1人

二 日本海・九州西海域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が

選任した者 7 人

- 三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者 3 人
- 4 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各 1 人
 - 二 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者 3 人

(議決の再議)

第154条 農林水産大臣は、広域漁業調整委員会の議決が法令に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、理由を示してこれを再議に付することができる。ただし、議決があつた日から一月を経過したときは、この限りでない。

(解散命令)

- 第155条 農林水産大臣は、広域漁業調整委員会が議決を怠り、又はその議決が法令に違反し、若しくは著しく不当であると認めて水産政策審議会が請求したときは、その解散を命ずることができる。
- 2 前項の規定による農林水産大臣の解散命令を違法であるとしてその取消しを求める訴えは、当事者がその処分のあつたことを知つた日から一月以内に提起しなければならない。この期間は、不変期間とする。

(準用規定)

第156条 第137条第2項から第6項まで、第141条、第143条から第146条まで及び第150条の規定は、広域漁業調整委員会に準用する。この場合において、第137条第2項ただし書、第4項及び第5項、第141条並びに第144条第1項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第137条第2項中「委員の」とあるのは「太平洋広域漁業調整委員会にあつては第153条第2項第3号の委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会にあつては同条第3項第3号の委員、瀬戸内海広域漁業調整委員会にあつては同条第4項第2号の委員の」と、第144条第1項中「委員が」とあるのは「第153条第2項第2号及び第3号、同条第3項第2号及び第3号並びに同条第4項第2号の委員が」と、「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と、第150条中「第148条第2項の規定により選出された」とあるのは「第153条第2項第1号、同条第3項第1号又は同条第4項第1号の規定により互選した者をもって充てられた」と読み替えるものとする。

準用される規定（下線部読み替え後）

(構成)

第137条

- 2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が太平洋広域漁業調整委員会にあつては第153条第2項第3号の委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会にあつては同条第3項第3号の委員、瀬戸内海広域漁業調整委員会にあつては同条第4項第2号の委員の中からこれを選任する。
- 3 海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不相当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。
- 4 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

6 委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

水産大臣 漁

(委員の罷免)

農林水産大臣 条

同条

議会の同意を得て、

漁

漁

漁

第153条第2項第1号、同条第3項第1号又は同条第4項第1号の規定により互選した者をもつて充てられた 漁

第十章 罰則

